

東京都耐震改修促進計画検討委員会設置要綱

(平成31年3月28日 30都市建企第1297号)

(設置)

第1条 東京都耐震改修促進計画（以下「計画」という。）の改定の検討を行うに当たり、学識経験者等の専門的意見を反映させるため、東京都耐震改修促進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画に係る諸施策の検討・調査に関すること。
- (2) 計画改定に係る方針に関すること。
- (3) その他計画改定のために必要と認める事項

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、専門的知識を有する者等のうちから、都市整備局長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、委嘱の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。

(委員会の公開)

第5条 委員会は、公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に規定する非開示情報を取り扱う場合であって、委員長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会の委員及び前条第2項の規定に基づき委員会に出席した者は、都市整備局長が認める場合を除き、委員会において作成及び取得した資料並びに委員会における議事内容等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。